

豊明市移送サービス費支給制度について

利用できる人	<p>豊明市移送サービス費利用券を持っている方（下記のとおり）</p> <p><u>※下記のすべてに該当する方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊明市の介護保険被保険者で要介護認定者のある方</li> <li>・寝たきりの状態又は常時車椅子を使用しており、移動に特殊車両が必要な方</li> <li>・在宅で生活されている方（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所していない、又は特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていないこと。ただし、在宅への退所日は除く。ただし、利用できる事業者は、市内を営業区域とする事業者であることに留意）</li> </ul>
支給限度	<p>1 か月につき 4,000 円分（年 48,000 円分）の交付。</p> <p>1 回の乗車の利用枚数の制限はなし。</p> <p><u>ただし、高速道路料金料等には利用できません。</u></p>
対象となる車両	<p>① リフト付き車両(介護タクシーウェルキャブを含む。)</p> <p>② ストレッチャー装着ワゴン車</p> <p><u>※一般タクシー（介護タクシーを含む）には利用できません。</u></p>
利用できる区間	<p>① 通院及び入退院にかかる自宅と医療機関の間の送迎</p> <p>② 入退所にかかる自宅と福祉施設の間の送迎</p>

(利用券見本) 色は「黄色」で4枚綴りチケット

様式第3号 (第6条関係)

移送サービス利用券

No.

**1, 000円**

会社名 \_\_\_\_\_

乗務員氏名 \_\_\_\_\_

利用年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

利用区間 乗車: \_\_\_\_\_

下車: \_\_\_\_\_

有効期限 年3月31日

発行者 豊明市長 [印]

(乗務員の方へ)

1.本券は、交付を受けた方以外は利用できません。

2.本券は、一般タクシー(介護タクシー含む。)は利用できません。

3.本券と他の利用券との併用での利用はできません。

様式第3号 (第6条関係)

移送サービス利用券

No.

**1, 000円**

会社名 \_\_\_\_\_

乗務員氏名 \_\_\_\_\_

利用年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

利用区間 乗車: \_\_\_\_\_

下車: \_\_\_\_\_

有効期限 年3月31日

発行者 豊明市長 [印]

(乗務員の方へ)

1.本券は、交付を受けた方以外は利用できません。

2.本券は、一般タクシー(介護タクシー含む。)は利用できません。

3.本券と他の利用券との併用での利用はできません。